

平成二十五年春の展示会報告

平成二十五年春の特別展（三月三十日（土）～四月十八日（木））では、『近代国家日本の登場―公文書にみる明治―』と題した展示会を開催しました。本展示会では、初めての試みとして「独立行政法人国立公文書館」・「宮内庁宮内公文書館」・「外務省外交史料館」の三館が所蔵する明治時代の公文書、条約書、絵巻物などを一堂に展示しました。展示資料は全六十九点。うち主な展示資料は左の通りです。

●「国立公文書館」所蔵資料

戊辰戦争

慶応四年（一八六八）の鳥羽・伏見の戦いからはじまる戊辰戦争では、官軍を示す「錦の御旗」が用いられました。御旗を掲げた新政府軍は、鳥羽・伏見の戦いに勝利し、有栖川宮熾仁親王ありがわのみやたかひとしんのうを東征大総督に任じて東征を行いました。これに対して、奥羽二十五藩と北越藩は「奥羽越列藩同盟」を結成して抵抗しましたが、会津藩の降伏を機に新政府軍の勝利が確定するころとなり、明治二年の箱館五稜郭ごりょうかくの陥落により一年半にわたる戦争が終結しました。

「戊辰所用錦旗及軍旗真図」は、「錦の御旗」をはじめとした各種の軍旗を精密に模写した絵図です。内閣所属の画家浮田可成により明治二十一年から約二年をかけて三十四枚の絵図が作成され、全四巻に仕立てられました。絵図には、克明な精密画に着色が施されているほか、布地の材質等も

記載されており、劣化しやすい布製の旗の形状を正確に後世に伝えるための工夫がなされています。

また、藩士や領民などが籠城して戦った会津若松城は、激しい戦闘により大きく損壊しましたが、その様子を伝える写真が残されています。「若松城写真」は、明治六年十二月に若松県権令沢簡徳さわかんたくから廃城を求める建言書（「沢若松県権令旧若松城廃毀ノ儀建言」）が提出された際、添付されていたガラス湿板写真です。この建言により城は、翌年取り壊されることとなりました。

日本銀行の創設

明治十年（一八七七）に西南戦争が起ると、政府は戦費を補うため不換紙幣ふかんしへいを大量に発行しました。その結果、激しいインフレーションと国際收支の悪化による正貨の流出が起り、財政は破綻に瀕することとなりました。

明治十四年に大藏卿に就任した松方正義は、不換紙幣の増発が財政経済危機の主な原因であると考え、紙幣の整理と正貨の蓄積により兌換制度を確立して問題の解決を目指し、徹底した緊縮財政と、官営工場の払い下げ、酒造税の引き上げなどを行って増収を図りました。また、海外荷為替資金として紙幣を輸出商へ貸し付け、その売上金を正貨で領収して、兌換制度の準備金の増加を図り、政府紙幣の発行を縮小させるなどしました。これにより、紙幣整理は進みましたが、増税による深刻な不況と物価の急激な

下落による、いわゆる「松方デフレ」が起こることとなりました。

さらに、松方は、明治十五年十月に日本銀行を創設し、通貨信用制度の確立を図りました。銀貨と紙幣の格差が解消すると、明治十八年五月より、日本銀行は初めて兌換銀行券を発行し、ここに近代的通貨信用制度が形成されることとなりました。

日本銀行の創設に先立って松方より提出された「日本銀行創立ノ議」と、明治十八年に発行された最初の日本銀行券の見本を展示しました。

●「宮内庁宮内公文書館」所蔵資料

即位の礼

慶応二年（一八六六）十二月、孝明天皇が崩御され、翌年正月、睦仁親王（明治天皇）が踐祚せんそされました。踐祚後、皇位継承を知らしめるために行われたのが即位の礼です。また、明治四年（一八七二）十一月には大嘗祭だいじょうさいが催されました。大嘗祭とは、即位の礼の後に行われる初の新嘗祭にいのみさいのことで、明治天皇の時には政情の混乱から先例より遅れて挙行されました。即位の礼から大嘗祭までの一連の儀式を大礼たいれいといいます。

明治天皇の即位の礼は、御所（現在の京都御所）紫宸殿ししんでんにて慶応四年八月二十七日に行われました。当初は、前年十一月を予定していましたが、政治・社会の動乱期であり、準備が充分でなかったことから延期されました。この間、輔相ほしやう岩倉具視は、神祇官副知事亀井茲監これみらに對して、古典を考証し、唐の模倣ではない庶政一新の時にふさわしい皇位継承の典儀を策定するよう命じました。結果、調度品からは唐風のものも排除され、儀式に地球儀が用いられるなど新しい要素も加えられました。

明治六年の皇城（皇居）炎上で即位の礼に関する太政官・宮内省文書の

大半は焼失しました。今回は、後に政府により復元が図られ、亀井家に伝来した「戊辰御即位雜記」二冊の附図八帖を画家浮田可成が模写した図を展示しました。さらに、後世の作品ながら綿密な時代考証に基づいて作成されている、「明治天皇御紀附図稿本」中の即位の礼を描いた場面を展示しました。

宮中儀式

今日でも行われている宮中行事の一つに、歌会始うたかいのはじりがあります。歌会始の形式は、明治期には現在とほぼ同じ形式に整いました。明治天皇は、生涯で約九万首もの和歌をお詠みになられたことから、いかに和歌に馴染まれていたかが窺えます。その御製は、『明治天皇御集』によって知ることができます。

歌会始は、明治以前からも行われていた正月の宮中儀式ですが、明治に入って、初めて歌会始が行われたのは、明治二年（一八九六）でした。明治以前では、詠進者えいしんしゃの範囲が皇族・公卿に限定されていましたが、それが、まず武家にまで広げられ、明治三年には勅任官ちよくんまで、明治五年には判任官はんにん官以上までとなりました。さらに、明治七年に至っては、一般からの詠進も認められました。また、明治以前には、皇后は出御しゅつぎよされなかったのですが、明治八年にはじめて出御されることとなりました。

展示資料の「歌会始詠進懷紙」は、明治十七年の久邇宮朝彦親王の御懷紙ごかいしです。明治以前では、正式な歌会で和歌を詠進する際には、三行と三字で記すのが基本的な形式でした。朝彦親王の御懷紙では、その伝統を踏まえていることがわかります。また、和歌は、あらかじめ決められた題によって詠進されましたが、これも、明治以前の伝統に則っています。

以上のように、歌会始はそれまでとは全く異なった制度ではなく、伝統

を受け継ぎつつも、新しい制度を確立していったことが窺えます。

また、正月の宮中の恒例儀式として講書始こうしょはじめがあります。天皇・皇后が国書・漢書・洋書に精通した学者などから御進講ごしんこうを受けられる儀式です。明治二年から行われました。当初は、天皇のみが出御される儀式でしたが、明治六年以降は皇后も臨御りんぎょされました。明治十一年の講書始の式図しきずである。「儀式祭典録ぎしきさいてんろく」を展示しました。御進講は、小御所こごしよで行われました。明治六年に皇城（皇居）が炎上したため、明治二十二年までは赤坂離宮を仮御所とされ、御進講の場には小御所代・御学問所・謁見所えつけんじよ等を充てられました。

観桜会かんおうかいと観菊会かんきくかいは、現在も行われている園遊会えんゆうかいの前身です。明治十三年に観菊会が、次いで明治十四年に観桜会が行われました。展示した「観桜会録」は、観桜会の次第を記したものです。会場は吹上御苑ふきあげぎょえんで行われました。午後三時に、天皇・皇后が臨幸りんこうされ、紅葉茶屋もみぢちやで休憩された後、参集した各員に御会釈ごえしやくがありました。なお、観桜会の会場は、明治十四年から十五年までは吹上御苑で、明治十六年から大正五年（一九一六）までが浜離宮で行われ、大正六年からは新宿御苑で行われました。観菊会については、昭和四年（一九二九）に新宿御苑に会場が変更するまでは、赤坂離宮で行われました。

●「外務省外交史料館」所蔵資料

条約改正交渉

幕末に列国と締結した条約は相手国に領事裁判権を認め、日本に関税自主権を認めない不平等条約でした。この不平等条約の改正は、明治政府の

重要外交課題でした。

岩倉使節団による条約改正打診の後、明治十一年（一八七八）、寺島宗則てらしまむねのり外務卿は米国との交渉で関税自主権回復に成功しましたが、英国等の反対で実施に至りませんでした。

井上馨いのうえのぶ外相期には、各国代表を集めて条約改正のための会議を開催し、外国人への内地開放を認めるかわりに領事裁判権を撤廃することで各国の了承を得ましたが、裁判所への外国人判事任用の条件が世上に洩れ、世論は大反対を唱えました。また、鹿鳴館での舞踏会等、交渉促進のために井上が極端な欧化主義をとったことにも批判が高まり、明治二十年、井上は交渉を中止して辞任しました。

その後、大隈重信おおくましげのぶ外相のもと、メキシコとの間で平等条約締結に成功し、米国等とも改正条約に調印しました。しかし、大審院に外国人判事を任用する条件が知られると反対論が強まり、大隈は襲撃され重傷を負って辞任し、条約は発効に至りませんでした。あとを受けた青木周蔵あおきしゅうぞう外相は外国人判事任用を中止し、英国と交渉しましたが、明治二十四年、天津事件のため引責辞任し、交渉は再び中断しました。

ここでは、「鹿鳴館における明治十七年の天長節晩餐会のメニュー」と、「日墨修好通商条約（調印書）」を展示しました。

日清戦争

明治二十七年（一八九四）、朝鮮で農民の反乱（東学党の乱）が起こり、朝鮮政府が清国に出兵を要請すると、日本も朝鮮に出兵しました。しかし、農民軍と朝鮮政府の和解が成立した後も日清両軍は撤兵せず、対立を深め、同年八月、日本は清国に対して宣戦布告し、日清戦争が始まりました。

戦局は日本に優勢で、翌年三月より下関において講和会議が開かれま

した。そして同年四月十七日、日本全権伊藤博文・陸奥宗光と清国全権李鴻章との間で日清講和条約（下関条約）が調印されました。これにより、清国は朝鮮の独立を認め、日本に遼東半島、台湾・澎湖諸島を割譲し、賠償金二億両を支払うことになりました。

しかし、条約調印後、日本の遼東半島領有は極東平和の障害となるという理由により、ロシア・ドイツ・フランスの三国が遼東半島の返還を日本に勧告しました（三国干渉）。ロシアとの対立深化を避けるため、日本はこの勧告を受け入れ、同年十一月、清国との間で遼東半島還付条約に調印し、還付補償金三千万両と引き換えに遼東半島を清国に返還しました。他方、台湾には台湾総督府を置き、昭和二十年（一九四五）まで統治を行いました。

「李鴻章持参の講和全権委任状」及び「日清講和条約（調印書・附属地図）」、「遼東半島還付条約（調印書）」を展示しました。

この他、次のタイトルで資料の展示を行いました。

「廃藩置県と版籍奉還」「岩倉使節団」「六大巡幸」「明治初期の近隣外交」「士族反乱」「国会開設前夜」「大日本帝国憲法の発布」「華族制度」「通貨・銀行制度の整備」「日本銀行の創設」「教育勅語」「大津事件」「日露戦争」「明治の産業」「明治天皇の大喪」

なお、「日本銀行の創設」の展示にあたっては、日本銀行金融研究所アーカイブにご協力いただき、日本銀行の営業免状等をパネル展示しました。さらに、当館、宮内公文書館、外交史料館の紹介コーナーを設けました。